

萩藩当職所における文書の保存と管理

山 崎 一 郎

はじめに

毛利家文庫には、萩藩の密用方に関わる文書を中心として、萩藩の各職座で作成・取得された文書が数多く含まれている。それゆえ、各職座がどのような職務を行い、その過程でどのような文書を作成・取得していたのか、また、そこではどのように文書が保存・管理されていたのかという問題について検討することが、毛利家文庫に含まれる個々の文書の性格、あるいは毛利家文庫という文書群の性格を把握する上で必要なのではないかと考える。⁽¹⁾こうした問題関心に基づき、本稿では、萩藩の当職所における文書の保存と管理のあり方について検討することにしたい。

当職は、一門および禄高一〇〇石以上の寄組士から任用された役職で、藩主の在国・在府に拘わらず常に国元にあり、租税の徵収、金穀の融通等の財政や民政を統括した国元の最高職である。⁽²⁾当職には手元役・右筆役⁽³⁾などの役人が付属し、当職の元で実務を担当した。「当職所」とは当職と当職に付属する実務役人からなる職座のことである。

「御当職所之儀者無此上も大切之御役座ニ而、沙汰筋万端之儀故、時々之見渡のみを以難相済、先例ニ依候ハて不叶段勿論之事」⁽⁴⁾などと述べられるように、当職および当職所の役人が職務を行う場合、拠るべき基準となつたのは「先

例」「先規旧格」であつた。彼らにとつてみれば、当職所において日々作成され蓄積される文書は、「先例」「先規旧格」を示す貴重な資料となるものである。それをどのように保存し、また、必要な時に必要な情報を取り出せるよう如何に管理しておくかという点は、当職所にとつて重要な問題であつたと考えられる。

さて、元々当職は「租税徵収金穀運転の為めに置かれ」たものであり、近世初期においては、藩主在府中の領内統治は数人の加判役によつて行われていた。しかしながら、次第に領内統治の実権は当職へと移つていき、加判役は「諸士以上の隠居家督結婚養子等の諸願伺」を裁決するに留まるようになつたといわれている⁽⁵⁾。國元加判役→当職へと実権が移つていつた過程については、それ自体検討しなければならない大きな問題であるが、本稿ではとりあえず、一門のなかから当職に就くものがあらわれてくる寛文期頃までには、事実上、当職が國元の最高責任者として国政を司るようになつていていたのではないかと理解した上で、以下検討を進めていくことにしたい。

一 当職の執務形態

まず本論に入る前に、当職の日々の執務形態、具体的には、当職がどこで執務を行つていたのかという点について検討しておきたい。

当職の日々の動静を記している「御当職所日記」⁽⁶⁾によると、当職の執務形態は、藩主在国時と在府時では大きく異なつていてることがわかる。例として、元文四年（一七三九）二～三月における当職山内広通（縫殿⁽⁷⁾）の動きをみてみよう。この年、藩主毛利宗広は三月一日まで萩におり、翌二日に江戸に向けて出発する。当職山内は、宗広が萩にいる間、ほとんど毎日、朝五ツから四ツ時頃に登城し、昼八ツから夕七ツ時頃に帰宅するというパターンを繰り返してゐる。「御当職所日記」には、登城した当職山内が諸役人からの報告を受けたことや様々な沙汰を下したことが記されているが、おそらく彼は、萩城本丸の「下御用所」と呼ばれる部屋に詰めて執務を行つていたと考えられる⁽⁸⁾。

ところが、藩主宗広が江戸に向けて出発すると、当職山内の日々の行動は大きく変化する。すなわち、「縫殿殿御事、四時御藏元御出、八時前被成御下候事」（三月四日条）などとあるように、三の丸の藏元役所へ出向く日と、「縫殿殿御事、於御宅御用被聞召候事」（同五日条）とあるように、藏元へは出向かず、自宅に留まる日とがみられるようになるのである。三月三日より晦日までの二八日間で藏元に出向いた日は九日、在宅の日も九日で、残りは寺参などで外出している。こうしたあり方は、「御当職所日記」をみる限り、幕末まで基本的に変化はないようである。

藏元への出勤は、ひとつには定例の国元加判役との寄合のためであり、また藏元諸役所の統括のためであつたと考えられる。一方、自宅に留まつてゐる日も、「御当職所日記」には、当職が屋敷において諸役人からの報告を受けたことや様々な許認可の沙汰を下したことが記されている。当職の屋敷が、当職の執務場所として機能しているのである。このように当職は、藩主在国時には基本的に毎日登城して「下御用所」で執務を行うのに対し、藩主在府時には、寄合日等限られた日に藏元に出向き、それ以外は、当職自宅において執務を行うのが基本的な執務のあり方であつたようである。なお、手元役や右筆役らは当職に付属する役職であることから、基本的に、当職が執務をとる場所に出向き仕事を行つたと考えられる⁽⁹⁾。

二 当職所における文書保存のあり方

本章では、当職所での文書保存のあり方について、特に保存場所の問題を中心に検討していくことにしたい。

(1) 「御用物」の引継にみる文書保存のあり方

まず最初に、当職交代時に確認される「御用物」の引継という問題に注目し、そこから当職所における文書保存のあり方について考えてみる。

文政元年（一八一八）六月一〇日、当職は堅田就正（宇右衛門）から福原房純（豊前）に交代する。次に上げる史料は、その日の「御当職所日記」にみえる記述である。

一御用物早速豊前殿方江引越可仕苦之処、人掛旁極晩ニも及び、其上御用所仕構不相調、今晚之儀者是迄之通
（福原房純）

宇右衛門殿御宅差置、明朝迄差越相成候（下略）

ここには、当職の交代に伴い、「御用物」を新当職福原の元へ運ぼうとしたところ、作業が夜におよび、かつ「御用所」の準備も整わなかつたため、その晩はこれまで通り旧当職堅田の自宅に置いておき、翌朝福原の元へ運ぶことにしたと記されている。注目されるのは、①当職交代に伴つて新旧当職間で「御用物」の引継が行われていること、②「御用物」が当職の自宅で保管されていること、である。

当職交代に伴う「御用物」引継の事例は、一九世紀段階の「御当職所日記」あるいは「諸記録綴込」¹⁰のなかに数多く見い出すことができる。万延元年（一八六〇）六月二七日に福原元簡が最後の当職に就任した際にも、「諸記録綴込」の当日条には「御用物不残（福原元簡）越後殿御用所江引越相済」との記事がみえ、「御用物」の引継がこの時点でも行われていたことが確認される。

一方、当職が諸用で国元を離れ、国元の加判役がその間の当職代理を務めるような場合にも「御用物」の引継が行われている。¹¹確認できる最も古い事例が天和二年（一六八一）の「御留守居所日記」¹²の中にある。この年、当職毛利

就直（外記）が七月から一〇月にかけて江戸に上ったため、この間、国元加判役の益田与三左衛門就恒と毛利織部佐就詮が交代で当職代理となり、七月は九日より益田就恒が、八月には毛利就詮が、九月には再び益田が当職代理を務めた。「御留守居所日記」には、月番となつた国元加判役の元に「御用物たんす其外」「御用物簞笥」「御当職所たんす其外諸事之御用物」が運ばれたことが記されており、当職が毛利就直→益田就恒→毛利就詮→益田就恒と代わるにつれ、三者の間で「御用物」が引継がれていたことがわかる。

当職交代時の「御用物」の引継ぎを直接示す史料は、「御当職所日記」の残存状況の関係で、現在のところ一九世紀段階のものしか見い出すことができない。しかしながら、天和二年段階において、前述のような「御用物」の引継ぎが確認されることからすると、この時期、当職交代時においてもそれが行われていたと理解することが可能であろう。すなわち、当職交代時の「御用物」の引継ぎは、少なくとも天和期以降から幕末に当職が廃止となるまで一貫して行われていたと考えられるのである。

さて、天和二年八月二九日、翌月の当職代理を務める益田就恒のもとに「御当職所たんす其外諸事之御用物」が運ばれるが、「御留守居所日記」には、それについて「与三左衛門殿御宅へ運させ申候事」と記している。最初に挙げた史料でも、運びきれなかつた「御用物」を前当職堅田の屋敷に「是迄之通」置いておいた、とする記述があつた。こうした点からすると、「御用物」は、当職の執務場所ともなる当職の屋敷へ運ばれ、そこで保管されていたことがわかる。このことからすると、最初に挙げた史料にみえる「御用物」を運び込む「御用所」とは、当職福原房純の屋敷を指すものと理解される。

問題は、引き継がれる「御用物」の中身である。

文政八年（一八二三）三月朔日、当職毛利房頸と当職代理となつた国元加判役福原房後の間で「御用物」の引継が行われるが、このことに関し当日の「御当職所日記」には、「御記録類其外御用物、大概今日引越」（傍点筆者、以下同じ）と記されている。「御用物」の中に「御記録類」が含まれているのである。

また、天和二年の事例で、「当職所たんす」「御用物簞笥」が引継がれていることも、「御用物」の中身を考える上で重要である。そこで、やや横道に逸れるが、当職所における簞笥という用具のもつ意味について触れておきたい。

寛保二年（一七四二）八月、柿並市右衛門が当職所記録取締役に任命され、当職所の文書整理と「国相府録」の作成を命ぜられている。¹⁴⁾「国相府録」は、当職所の文書の中から当職の執務の参考となる事柄を抜き出し、それを主題別に分けて記すというものである。この「国相府録」の作成方法等を記した「当職所記録仕法」¹⁵⁾には、完成した「国相府録」を簞笥へ入れておくよう指示されている。「国相府録」は、当職が日々の執務に参考となるよう作成されるものであり、完成の暁には日常的に利用されるであろう文書である。そうした文書を入れる用具として簞笥が指定されているのである。一方、それほど日常的に使わないような文書（例えば、「後年見合ニ可相成御状」）は櫃に入れて保管するとしている。このように、当職所においては、日常的に利用する文書か否かで簞笥と櫃という保存用具を使い分けているらしいことが窺われるるのである。

本論に戻ると、当職所における簞笥がそうした意味をもつ用具であつたとすれば、「御用物簞笥」「当職所たんす」が引継がれることの意味は、単にモノとしての簞笥が運ばれたことに止まらない。そこからさらに進んで、簞笥に納められたような、当職所で日常的に利用されるような文書が運び込まれたことを間接的に示すと考えられるのである。

このように、「御記録類」を引継いだことを示す史料があること、また、簞笥という当職所で日常的に使う文書を納めておく用具が運ばれていることなどから考えて、引継がれる「御用物」の中心は、当職が執務の参考とするために必要な、当職所に代々集積されてきた文書であつたと理解される。はじめに述べたように、当職および当職所の役人にとって、こうした文書は「先例」「先規旧格」を示すものとして重要な意味をもつものである。この点からしても、「御用物」の中に当職所に集積された文書が含まれていたと考へることは十分に可能であると思われる。

以上のように、当職所の文書は、基本的に当職の屋敷で保存され、それが当職から当職へと引継れていつたものと理解される。そのように考えた場合問題となるのは、当職が城詰で執務を行う場合、執務上必要な文書をどうしていったのかという点である。この点、十分な解答は出せないが、現在のところ次のように考えている。

文久三年（一八六三）三月朔日に文久改革¹⁶⁾が実施され当職が廃止された際、当職所の役人は、「此度御仕法替被仰付候ニ付而ハ、差向之廉々如何可被仰付哉」として、それまでの執務のあり方をどのようにすればよいか加判役に尋ねている¹⁷⁾。その中で当職所の役人が、「當用之御記録、御城御用所式ノ間江差置候様可被仰付哉」と尋ねていることが注目される。

「當用之御記録」とは、言葉の意味からすれば、当職もしくは当職所の役人が執務上差し当たつて必要とする文書ということであろう。それを「御城御用所式ノ間」に「差置」いておくのかという表現からは、「當用之御記録」はそれ以前から「御城御用所式ノ間」に置いてあつたのではないかと考えられる。当時藩主は在國中であり、当職福原元利は城詰である。このことから推測されるのは、当職が萩城「下御用所」に詰めて執務を行う場合、「當用之御記録」は当職の屋敷から運び出し、萩城の「御用所式ノ間」に持ち込んでいたのではないかということである。

先に触れた「国相府録」の場合も、「当職所記録仕法」には、「何にても時々有合の木を以簞笥調させ入置、御在国には御城へ出し置ことなり」と記されている。この点からしても、当職の屋敷から「當用之御記録」のみ持ち運ぶと、这种方法が採られていた可能性は高いのではないかと考える。

(2) 矢倉での文書保存

次に、当職の屋敷以外で保存される当職所文書について考えてみる。

前出の「当職所記録仕法」には、当職所が受け取った書状を「国相府録」にどのように記録するのか、また、記録後に書状をどう保存するのかを記した箇所がある。それによると、当職所が受け取った書状は、その相手によって記録の仕方、保存の仕方に違いがあつたことがわかる。

例えば、「江戸・京・大坂・長崎よりの来翰・返札」（江戸の当役座、京都・大坂および長崎駐在の渉外諸役座からの書状のことか⁽¹⁸⁾）の場合、後年の参考となる文言のみを「国相府録」に記録することになっているが、記録した書状については「無用の物」であるので、袋に入れて「御矢倉等へ差越」すとされている。反対に、記録されなかつた書状に関しては、「其事を外に書付たる物なく入用の儀もあるべき故、今までの通り、一ヶ年分一袋に納めて出しをく」とされる。「出しをく」とは、当職の屋敷の執務部屋、もしくは萩城「下御用所」に保存するということであろう。

一方、「御三家」（岩国、徳山、および長府・清末）からの来翰・返札⁽¹⁹⁾の場合、すべて「国相府録」に写し取るとして上位、現物の書状については、「後年の証拠に相成物」であるので、「今までの通、一ヶ年分一袋に納をき、後年まで御矢倉等へ差越ぬこと」とされている。「御三家」からの来翰・返札は、「国相府録」以外にも、それのみを写し取

つた控⁽²⁰⁾も作成される。しかし、現物の文書自体も後の参考となるものなので、一年分を一袋に入れ、矢倉などへ持ち運んではいけないというのである。「御三家」からの書状も、当職の屋敷の執務部屋、もしくは萩城「下御用所」に保存するということになる。

以上のように、「当職所記録仕法」の記述からは、当職所に宛てられた書状の中で、当職所で保存されるものと、矢倉等へ持ち運ばれてしまうものとがあつたことがわかる。その際、手紙の差出者、当職所に写し取つた控があるかどうか、現物そのものが後年の執務の参考となるかどうか、などが基準となつていたようである。

注目したいのは、書状の中で、現物が執務上それほど重要ではないものや控えた記録で十分用をなすものについて、萩城の矢倉で保管された点である。このことは、当職所文書の全てが当職の屋敷で保存されたわけではなく、日々の執務にあまり必要とされない文書については、萩城矢倉で保存されていたことを意味する。当職所文書にとって、当職の屋敷が主要書庫であつたとすれば、矢倉は副次的な書庫であつたともいえよう（こうした矢倉の機能については次章でも触れる）。

(3) 御宝蔵での文書保存

「御宝蔵」とは萩城本丸に置かれた蔵で、そこには「藩主直封にかかる鎌倉時代以降の伝家の文書、朝廷の女房奉書、幕府の内書、領地判物など重要なもの」⁽²¹⁾が保管されていた。当職所文書の中にも、御宝蔵で保存されるものが存在した。

御宝藏江被相納置候巡見使・信使來朝之記録、其外當職方ち納置候御記録、御用之度々取出、御用相濟候而者又々如最前被納置儀候處ニ、年久敷分ハ虫入ニ而、肝要御用之節難見分、其御用も不相違様有之候てハ甚以不相濟候、依之來年より年々虫干被仰付候条、於御宝藏虫干可被申付候（中略）、各御役交代之節ハ後役へ右之趣可被申伝候、已上

宝曆元年末十二月

益^(当職益田弘達)
越中

高須市之進殿
(御宝藏頭)

都濃七兵衛殿

この史料⁽²³⁾からは、御宝藏に、幕府巡見使関係の記録、朝鮮通信使関係の記録、藩主初入国時の記録など、當職所で作成した記録類が保管されていたこと、必要なときはそこから取り出し、利用後は再び御宝藏へ納めていたことがわかる。御宝藏に納められた「記録」は、前掲史料みる限り、数十年に一度あるかないかという事柄に関するものであり、かつ當職所のみならず藩自身にとつて重要な事柄であるといえる。當職所で作成もしくは當職所が命じて作成させた文書の内、そのようなある特定の事柄に関する重要な「記録」は、當職の屋敷では保管されず、御宝藏に別置されているのである。御宝藏は、當職所にとつても貴重書庫的な機能を果たしていたといえよう。

なお、幕府巡見使や朝鮮通信使に関する一件をまとめた文書は、毛利家文庫および県庁伝來旧藩記録のなかに数多く見い出すことができる。これらのうち、どれが當職所でまとめられたものか、また、御宝藏で保管されていたものがどれなのかについては今後の検討課題としたい。

蛇足になるが、前掲史料からは、御宝藏所蔵文書の虫干しが宝曆元年（一七五二）より毎年行われるようになったことが知られる。この二年前の寛延二年（一七四九）一月にも、当役熊谷元貞が當職益田元言に対し、御宝藏に保管されている「御系図・御家譜」などを「蠹はみ不申様」にするため、「毎年夏風入」をし樟腦を入れておくよう御宝藏役人へ通達せよと命じている。⁽²⁴⁾勿論これ以前にも単発的に「虫干」「風入」が行わたることは考えられるが、一八世紀半ば頃において、それを毎年行うよう御宝藏の役人に義務づけている点は特徴的である。その意味で、御宝藏では、一八世紀の半ば頃に虫害対策の一つの画期があるといえるのではないだろうか。

以上、當職所における文書保存のあり方について、特に保存場所の問題を中心に考えてみた。そこで明らかになつたのは、當職所の文書が、執務上の必要度・重要度の違いによって、異なる場所に保存されていた点である。當職が日々の執務上参考とする文書は「御用物」として當職の屋敷に保存され、一方、日々の執務にあまり必要としない文書は秋城の矢倉等へと運ばれた。そして、幕府巡見使の記録をはじめとする特定の事柄に関する重要文書は、貴重書庫としての御宝藏で保存された。このように文書が分散して保存されていた点に、當職所文書の保存のあり方の一つの特徴があるといえよう。

三 文書目録からみた文書管理のあり方

前章までの検討を踏まえ、次に當職所における文書管理のあり方について、本章・次章において検討したい。まず本章では、當職所で作成された三つの文書目録をとりあげ、そこから文書管理のあり方を考えてみることにする。

(1) 「御職代々交割物目録」

「御職代々交割物目録」⁽²⁵⁾（以下「交割目録」）は、当職堅田広慶が当職所の文書整理を命じたことに伴い、享保一七年（一七三二）一月に作成された文書目録である。この目録には前書部分があり、そこからこの時の文書整理の概要を知ることができる。

それによると、この時の文書整理は、当職所に保存されている「御執権之衆代々之交割物」（＝当職代々の引継文書）の検索・利用を容易にする目的で行われたものであった。「時々御用之節難尋出、依令混雜、當御職堅田安房守（文書整理を一筆者注）被仰付」と記されるように、それまでの文書管理は不十分で、必要な時に必要な文書を探し出しにくい状態にあったようである。

ただし、この時整理の対象となつた文書は当職所の保存文書すべてではなく、「慶長年中より元禄頃迄之御用物」であつた。当職でいえば元禄九年（一六九六）五月から宝永三年（一七〇六）六月に当職を勤めた佐世広久在職中の文書までが対象であり、整理を命じた堅田広慶の在職期間から二〇数年ほどの間の文書は対象外となつてゐる。このことは、この時の文書整理の性格を考える上で重要な点である。

また、対象時期の文書がすべて目録に掲載されたわけではなかつた。文書は、後年の執務に参考となるものとそうでないもの（「後年御見合ニ可成物と又差而御用ニ有間敷物」）とに選別され、前者のみが「交割目録」に掲載された。そのような基準で選別された文書は、表1に示したように、その文書が作成・授受された時の当職ごとか、もしくは主題別に分類された上、一番から一九番までの欄と上中下の欄、合計二二の欄に納められた。目録には、欄ごとに、そこに納められた文書の内容、年代、数量、形態が記されている。

表1 「交割目録」作成時の文書整理

欄番号	種に納められた文書の内容 ※()内は当職在職期間	備考
1	益田元祥役中文書(寛永1.12～同9.8) 穴道元兼役中文書(寛永9.8～同14.3) 益田元亮役中文書(寛永14.4～同16.2) 児玉元恒役中文書(寛永20.1～正保3.11)	
2	堅田就正役中文書(承応1.7～明暦3.4)	
3	同上	「承応年中御国土使記録」
4	榎本就時役中文書(明暦3.5～寛文3.2)	
5	同上	
6		万治3年二歩地返耕關係文書
7	「津和野其外御隣國江懸候人沙汰」関係文書	承応元～明暦3年分一箱 明暦3～寛文3年文一箱
8	毛利就信役中文書(寛文3.3～同4.8) 毛利就方役中文書(寛文4.8～同9.2)	
9	益田就宣役中文書(寛文9.2～同10.9) 毛利就時役中文書(寛文10.9～延宝3.6)	
10	「從先年御中國々江諸事被候御ヶ煤物控」	
11	毛利就信役中文書(延宝3.6～同8.7)	
12	同上	
13	毛利就直役中文書(延宝8.7～元禄5.6)	
14	福原広俊役中文書(元禄5.6～同8.4)	
15	佐世広久役中文書(元禄9.5～宝永3.6)	
16	同上	
17	船田淡路守御預一件文書	
18	「御三家古之御状并御彼方様家老衆古之書状」	
19	朝鮮船・唐船等源着関係文書	
上	元和から寛文5・6年までの「御國春定期物成皆済一紙」等	
中		
下		

さて、この時の文書整理に関してもう一点注目したいのは、「交割目録」前書部分に、整理した文書を納めた欄は萩城の矢倉に納めたと記されていることである。このことは、この時の文書整理を契機として、「慶長年中より元禄頃迄之御用物」の中の「後年御見合ニ可成物」と判断された文書は、以後、当職引継の「御用物」から外されたことを意味する。このことも、この時の文書整理の性格を考える上で重要な点である。

以上検討したように、「交割目録」作成時の文書整理は、二〇年以上経過した文書を対象に、「後年御見合ニ可成物」を選び出しそれを分類整理して目録化するというものであった。また、目録に収録した文書を、当職所の副次的な書庫である矢倉に別置した点も特徴的である。このような文書整理が行われた意味について、いま少し説明を加えておきたい。

先格とても古格者御時代違事ニ依、見渡ニ相成苦敷^(マズ)、近格ならては御用ニ難立事ニ付、右之通先近キチ遠キ江繩戻ニ書寄申儀候、尤繩戻候儀者凡三十ヶ年分程も相済候ハヽ、夫迄ニテ先差置候而も苦間敷と之御事ニ候。ここで注目されるのは、「国相府録」を寛保元年分から作成する理由として、例え過去の事例「先格」であつても、古すぎる事例（「古格」）は時代が異り参考となりにくく、比較的近い時期の事例（「近格」）でなくては用をなさないからだと述べている点である。同じく「先格」を示すものであつても、「古格」と「新格」とでは、執務上参考となる度合いに差があつたのである。「国相府録」を三〇年分ほど作成すれば、それから先はとりあえず作成しなくてもよい、と述べられていることからすれば、この場合の「近格」とは、三〇年ほどの期間のことと認識されていることがわかる。

当職所で保管される文書は「先格」を示すものとして、等しく重要な意味をもつものである。但し、時間が経過することで、現実には執務上の重要度に変化が生じるものであつた。「交割目録」収録の文書は、いずれも二〇数年を経過したものであり、「古格」に該当する内容をもつた文書と言つてよいであろう。それらは「先格」を示すものであり、その意味で重要な文書だが、時代の古いものであり、「近格」を示す文書ほど当職の日々の執務に必要となるものではなかつたと考えられる。「交割目録」掲載文書が当職引継の「御用物」から外され、矢倉保存となつたのは、このことに起因するものと理解されるのである。

（2）「当職所目録」と「当職所御用物頭書」

次に、「当職所目録」と「当職所御用物頭書」という二つの目録について検討する。

①「当職所目録」

「当職所目録」⁽²⁶⁾は全五冊からなるもので、表2に示したような一三の主題別に、文書の内容、年代、形態、数量を記しているものである。この目録には、主題を記した頁に「櫃之内現物引しらへ相済」「櫃之内現物不足二廉」などと記された付箋が貼つてある場合がある。これは、後年、目録と文書とが対照された際に付けられたと考えられるものだが、この付箋の記述からは、「当職所目録」収録文書が、「交割目録」収録文書と同様、櫃に納めて保管されていたことがわかる。

さて、「当職所目録」の場合、「交割目録」のように作成の経緯等を記した前書部分はなく、また、目録の作成年次も記されていない。そこで目録に収録された文書の年次に注目してみると、最も古いものは寛文八年（一六六八）の「讃州福寿院江御願状年寄衆判形物一封」であり、最も新しいものは、宝暦二年（一七六二）の「御城米船正墨付一巻」⁽²⁸⁾であることがわかる。このことより「当職所目録」は、少なくとも宝暦一二年以降に作成されたものということになる。

この宝暦二年の八月一四日に、御手廻組の飯田九郎右衛門孝次という人物が「御当職所御記録撰分引調へ方」という役職に任命されている。⁽²⁹⁾彼に関しては「当職所日記」の明和四年（一七六七）一〇月一五日条に、「飯田九郎右衛門事、御当職所記録引調へ旁ト、被差出置候處、此度御引せ候様御藏元両人衆乞申達候事」という記載があり、飯田がこの時まで同役に就いていたことも知られる。

飯田が就任した「当職所御記録撰分引調へ方」の具体的な職務内容は明らかではないが、「撰分」「引調へ」という表現からは、当職所文書の選別・整理がその大きな任務であつたことはほぼ間違いない。「当職所目録」に掲載された文書の下限が宝暦一二年であることを重視すれば、飯田が「御当職所記録引調へ方」として文書の選別・整理を行つた宝暦一二年～明和四年に「当職所目録」が作成された可能性が高いと考えられる。

「当職所目録」の作成時期をそのように推定した上で、次に、目録に収録されている文書の年次について検討してみよう。

表3は、宝暦一二年から遡つて年次を一〇年毎にわけ、目録収録文書はどの時期のものが多いかを示したものである。³⁰⁾これによると、享保一八年（一七三三）から寛保二年（一七四二）までの文書が全体の二六・六%を占め、一番多く収録されていることがわかる。これは宝暦一二年から一～三〇年前の文書である。次に多いのが享保八年（一七二三）～同一年（一七三二）の文書で全体の二一・一%、次が寛保三年（一七四三）～宝暦二年（一七五二）の文書である。「交割目録」では二〇数年を経過した文書を収録の対象としていたが、「当職所目録」の場合も、二〇年以上経過した文書は全体の約八〇%にも及ぶ。一方、宝暦一二年より一〇年以内の文書は五・六%にしか過ぎない。このことからすると、「当職所目録」作成時においては、比較的新しい時期の文書は、そのすべてが整理の対象となつたわけではないようと思われる。一〇～二〇年を経過した文書も、全体に占める割合がやや低いように思われ、この時期の文書の中にも整理の対象外となつたものがある可能性が考えられる。

また、収録文書の年次からは、「当職所目録」が「交割目録」にほぼ続く時期の文書を対象とする目録であったこと

がわかる。なかには「交割目録」が対象とした時期の文書も一部交じつているが、これは量も少なく、前回の整理に漏れた文書だつたと理解される。

② 「当職所御用物頭書」

「当職所御用物頭書」³¹⁾も、「交割目録」「当職所目録」同様に当職所で作成された文書目録である。現在は一冊にまとめられているが、藩政期においては別々の一二冊の文書目録であった。その中の一冊を次に示す。

（表紙）

益田織部就高在職中

一
櫃

一享保五庚子六月角嶋江死骸并道具流寄、死骸者日本人ニ相極、道具者唐物之様ニ相見、其後江戸方より御届相成候付江戸方被仰達候一巻壹袋

一享保五子七月於江戸石河土佐守殿江福間藤左衛門被召呼、御領分唐物致売賈候者京大坂境長崎より買請候致方書付差出候様ニと被仰聞候付御沙汰之一巻壹袋

ここに示したように、目録の表紙にはいづれも「〇〇在職中」と記されている。「〇〇」の部分は、宝永から元文期にかけての当職名である。必ずしも一当職一冊ではなく、二冊の場合もあり、逆に複数の当職で一冊の場合もある（表4参照）。各目録に収録されている文書の年次は、ほぼ表紙に記された当職の在職期間中のものであることから、各目

録に収録されているのは、各当職の在職中に作成・取得された文書と考えることができる。また、目録の表紙には「一櫃」「二櫃之内 上」といった注記があることから、やはり文書は櫃に納められていたと考えられる。

ところで、一二冊の目録のうち、宝道就晴から浦元敏までのものと、毛利広政から毛利就久までのものとを比較すると、その書式に違いがあることに気付く。仮に前者をI型、後者をII型とした場合、I型の書式は前掲史料のようなものである。次にII型の例を掲げる。

(表紙)

毛利筑後広政在職中	二櫃之内 上
-----------	--------

泰桓院様御代
毛利筑後広政在職中 享保九年甲辰正月十一日ち
同十五年庚戌二月四日迄

二櫃之内上 享保九年九月十三年戊申迄

一筑後殿御職役ニ相成御僕約仕組就被仰付候追々被差出候御書付之扣

(略)

享保九年甲辰二月

一年賦御且納銀為御断櫛崎久右衛門大坂就被差登候御用聞ら之來状 以上三筆一袋

享保九年二月
一御留守御番手衆出足前被差出候御書付御肩書物共ニ四通 一袋

II型の場合、文書名を書き上げた部分の前に、どの藩主のどの当職の在職中の文書なのかが明記され、その在職期間も記されている。また、この目録の場合、毛利広政在職中の文書が納められた二櫃のうちの一つのものであること、それは享保九年から一三年までの文書であることも注記されている。これに対し、I型の場合はそうした記載ではなく、すぐに文書名が書き上げられる形式となっている。さらに、II型では文書名の右肩部分に年月日が記される形式であるのに対し、I型では文書名の中に年月日が含まれているといった違いも認められる。このような書式の相違からは、一二冊の目録がある時期に一斉に作成されたものではなく、それぞれ別の時期に作成されたものであることが推測される。

なお、「当職所御用物頭書」は藩政期においては「当職代々記録目録」と呼ばれていたようである。明和三年（一七六六）七月に作成された「大記録方御用物目録」⁽³²⁾には「当職代々記録目録写」の名がみえている。この点からすると、「当職所御用物頭書」が少なくとも明和三年以前に作成されていたのは明らかである。

③二つの目録からみた文書管理のあり方

前述のように、「当職所御用物頭書」に収録されているのは、当職宍道就晴から毛利就久までの間の文書（宝永五八一七〇八八～元文三八一七三八八）である。これは「当職所目録」が対象とした時期とかなりの部分重なっている。すべてについて確認したわけではないが、「当職所御用物頭書」収録文書を「当職所目録」の中でも見い出すことができ、

この点からすれば、当職宍道就晴から毛利就久までの間の文書を二つの目録に分けて収録したとは考えられない。すなわち、宍道就晴・毛利就久間の文書に関しては、二度にわたって整理が行われ、「当職所御用物頭書」と「当職所目録」という二つの目録が作成されたと理解されるのである。勿論、「当職所目録」が宝暦二年までの文書を対象としていることから、「当職所御用物頭書」作成後に「当職所目録」が作成されたことは明らかである。

さて、先に検討した「交割目録」の場合、それは「古格」と呼ばれるような内容をもつ文書を選別・整理して作成されたものであり、そこに収録された文書は当職の屋敷ではなく萩城の矢倉に別置された。「当職所目録」の場合、目録作成時点に近い時期の文書も含まれているが、文書の収録状況からすれば、主対象となつたのはやはり比較的時間が経過した文書であつたと理解することができる。その意味で、「当職所目録」は「交割目録」に近い性格の目録といえ、そこに収録された文書は矢倉に別置された可能性も考えられる。

こうした性格をもつ「当職所目録」の作成以前に、同じ時期の文書を対象とする整理が行われていた点から考えられるのは、「当職所御用物頭書」作成時の整理が、整理時点に比較的近い時期の文書を対象としたのではないかということである。すなわち、「近格」に属するような内容をもつ文書を、当座の利用に便利なように整理する目的で作成された目録が「当職所御用物頭書」ではないかと考えられるのである。⁽³³⁾ とすれば、この時整理された文書は

表4 「当職所御用物頭書」に合冊された文書目録の表題と書式

書式	表題※(内)は当職在職期間	備考
I型	宍道玄蕃就晴在職中 (宝永5.8～正徳2.12)	四欄之内中
I型	宍道玄蕃就晴在職中(同上)	四欄之内下
I型	浦図書元敏・日野大学元幸・国司庵岐広通・桂三郎左衛門広保在職中(正徳2.12～享保5.7)	
I型	益田織部就高在職中 (享保5.7～同7.6)	
I型	桂能登広保・浦図書元敏在職中 (享保元.12～同5.7)・(享保7.6～同9.1)	
II型	毛利築後広政在職中 (享保9.1～同15.2)	二欄之内上
II型	毛利築後広政在職中(同上)	二欄之内下
II型	堅田安房広慶在職中 (享保15.2～同17.7)	二欄之内上
II型	毛利築後広政再職中 (享保17.7～同18.3)	二欄之内下
II型	毛利大蔵就久在職中 (享保18.5～元文3.6)	二欄上
II型	毛利大蔵就久在職中(同上)	二欄下

(注) I・II型の区別は本文参照

萩城の矢倉などには移管されず、そのまま当職の屋敷で保管されたものと予想される。このような意味において、「当職所目録頭書」は、「交割目録」「当職所目録」とは性格の異なる目録であると考える。

現在のところ「当職所御用物頭書」の作成時期を確定できる史料はみあたらず、以上の点は推測に過ぎない。ただ、先にも述べたように「当職所御用物頭書」には二つの書式があり、二度の文書整理によつて作成されたことが予想されることがから、作成時期に関しては次の時期が考えられる。

一つは、先ほどから何度も触れた柿並市右衛門が当職所記録取縮役に任命された時期である。寛保二年(一七四二)八月一日にこの役に任命された柿並は、延享元年(一七四四)七月まで實保元年分の「國相府錄」を作成していることが確認され、少なくともそれまではこの役務についていたことが確認できる。この時の文書整理は「当職所記録混雜ニ而御用之度々差間」ていることから命じられたものであり、文書の検索・利用が容易となるよう文書目録が作成された可能性は十分ある。この時作成された文書目録は「当職所御用物頭書」のII型に類する目録ではないかと考えている。すなわち当職山内広通は、自分のすぐ前の当職毛利就久から毛利広政までの期間の文書を柿並に整理させたのではないかと思われるるのである。

一方、I型の目録の作成時期であるが、これについては堅田広慶が「交割目録」を作成させた時が考えられる。すなわち、「慶長年中より元禄頃迄之御用物」を対象とする文書整理とともに、比較的新しい時期の文書も同時に整理が行わされたのではないかと思われるるのである。

(3) 小括

以上、三つの文書目録の検討から明らかになる、一八世紀における当職所の文書管理のあり方についてまとめておきたい。

一八世紀における当職所の文書管理の特徴は、一つには、臨時的に担当者を任命し、彼に保存文書の中のある特定の時期の文書の整理と目録の作成を行わせる方法が採用されている点である。確認できる文書整理時期は、享保一七年（一七三二）頃、寛保二年（一七四一）～延享元年（一七四四）頃、宝曆一二（一七六一）～明和四年（一七六七）の三回であり、一〇～二〇年の間隔で行われていた。実務を担当した人物としては、柿並市右衛門、飯田九郎右衛門らの名が確認される。

二つ目には、そうした文書整理には、比較的新しい時期の文書を対象とする場合と、ある程度時間が経過した文書を対象とする場合とがあつたと考えられる点である。特に後者に関しては、整理後、文書を萩城矢倉に納めたケースが確認される。ここでも、文書のもつ意味合いの違いによって保存場所が変えられていたことが確認できる点に注意しておきたい。

さて、「交割目録」作成時においては、対象時期の文書を「後年御見合ニ可成物」と「差而御用ニ有間敷物」とに分け、前者のみを目録に掲載していた。「交割目録」や「当職所目録」作成時の整理は、ある期間の文書に対する最終整理といつてもよい。とすれば、その時点で「差而御用ニ有間敷物」と判断されたものは廃棄されたと考えられる。一方、「当職所御用物頭書」は比較的新しい時期の文書を対象とし、文書の当座の利用に便利なように作成された可能性が高い目録である。こうした整理においては、文書の廃棄はあまり行われなかつたのではないだろうか。文書を廃棄するか否かは、文書が「古格」となつた時点を待つて決定されたのではないかと予想される。

四 当職所記録方の設置

最後に、明和期以降に設置された当職所記録方という役職について検討し、明和期以降の文書管理の特徴を考えてみることにしたい。

当職所記録方は、『もりのしげり』に「当職所一切ノ記録ヲ処理スル役」と記され、『忠正公伝』には「当職所に於ける記録のすへてを整頓することを掌」る役職とされているものである。毛利家文庫「役人帳」から当職所記録方に就任した人物を拾いだすと、表5のようになる。『もりのしげり』によれば、禄高五〇石以上の遠近付の士がこの役職に任命されたという。

一番最初に名前があげられているのは下村弥三右衛門であり、明和四年（一七六七）閏九月一四日に任命されている。下村以後、継続して三人の人物が当職所記録方を務めるが、安永三年（一七七四）六月に井上光有が役を免じられた後は、しばらく役は中断される。その後、寛政一年（一七九九）四月より享和元年（一八〇一）三月にかけて飯田孝幸が、文政三年（一八二〇）五月からは渡辺平吉が役を務め、天保二年（一八三一）八月以降は再び継続的に当職所記録方が置かれるようになつていている。

さて、天保二年八月四日、山県左平という人物が当職所記録方に任じられている。当職所は、彼を同役に就けるにあたり、彼を遠近付に取立てるよう当役方へ申請している。次に掲げる史料³⁴⁾はその際のものであるが、そこには、当職所における文書の保存・管理の重要性と当職所記録方の必要性が端的に示されている。

当職所之儀者御記録其外數多之儀ニ付、前廉者記録方トノ各別ニ御役座取立置候處、御仕組ニ付近來御引せ被成候、然処當職所之儀者公辻并他國御末家方岩国江相拘り候儀毎々有之、且賞罰之詮議等孰も肝要ニ先規旧格を以

取計候儀ニ御座候処、記録其外書留物之類漸々及混雜難差置ニ付、先差向当御用物之儀撰分トノ山県左平儀當分被差出置候、前断之通肝要記録類を日途ニ仕事ニ候処、及混雜居候而者公辺事其外急場之儀者不及申、地道とても難御間合御為ならざる儀ニ御座候、左平儀前廉当職所一所二十ヶ年相勤、記録類取調方心得居相応之人柄ニ御座候間、各別之御詮議を以身柄一代遠近付被仰付被下候ハ、前々之通記録方申付度存候

当時、当職所記録方は、「御仕組ニ付」、すなわち藩財政立て直しのため中断されたままとなつていた。当職所は同役を復活させ山県左平を就任させたい理由として、①当職所では幕府・他大名・末家・岩国などに関わる業務や賞罰の詮議などを行う際、「先規旧格」を重要な判断基準とし、当職所に保存されている「肝要記録類」を参考とする必要があること、②にもかかわらず、当職所記録方が中斷されたままになつてゐるため、「記録其外書留物」が徐々に雜然とした状態になりつつあること、③このままでは当職所の業務に支障がでることが予想されること、をあげている。

ここに示されるように、「先規旧格」が重要視される当職所にあつては、保存されている文書から必要な時に必要な情報を引き出せるよう文書を管理しておく必要があり、そのためには、それを専門に行う役職＝当職所記録方の設置が不可欠であつたのである。

山県左平が当職所記録方に推薦されたのは、彼が二〇年にわたり当職所につとめ⁽³⁵⁾「記録類取調方心得居相応之人柄」であるためとされている。このことからすると、当職所記録方は単に文書の整理を行うだけではなく、

表5 「当職所記録方」就任者とその任期

人名	任期
下村弥三右衛門政武	明和4(1767).9.14～同6(1769).1.25
遠田治左衛門武昭	明和6(1769).1.25～同7(1770).12.3
佐方七郎右衛門貞親	明和7(1770).12.3～同9(1772).3.11
井上三左衛門光有	明和9(1772).2.12～安永3(1774).6.23
飯田忠次孝幸	寛政11(1799).4.27～享和1(1801).3.18
渡辺平吉	文政3(1820).5.25～？
山県左平	天保2(1831).8.4～同年8.29
吉田藤右衛門	天保2(1831).8.29～同3(1832).6.7
石川庄助	天保6(1835).6.2～同年7.8
齊藤甚右衛門	天保6(1835).10.21～同9(1838).7.2
飯田仁右衛門	天保11(1840).3.11～？
井上与一兵衛	天保12(1841).5.13～弘化3(1846).8.15
山県左平直幸	天保12(1841).11.21～同13(1842).12.27
石川十左衛門正清	天保13(1842).12.27～弘化3(1846).3.29
渡辺喜兵衛清	弘化3(1846).4.15～同年6.15
天野八左衛門直信	弘化4(1847).2.21～嘉永3(1850).8.21
渡辺喜兵衛清	嘉永3(1850).8.21～同4(1851).11.29
中村龜三郎	嘉永4(1851).11.29～同5(1842).11.5
中尾与右衛門	嘉永6(1843).10.27～同7(1844).1.5

「役人帳」より作成

当職および当職所の役人の要請に応じて、その時必要な情報を含む文書を探しだすレフアレンス機能も果たしていたのではないかと考へられる。

このように、明和期以降、文書管理を専門に行う役人が恒常に配置されるようになつたことは注目すべき点である。それまでのよう、臨時的に担当者を任命し、文書の整理を行わせるあり方に比べれば、より進んだ形の文書管理制度が採用されるようになつたと評価することができよう。

それでは、明和期よりこうした役職が常置されるようになつたのはなぜだろうか。一般的には、集積される文書量の増大に伴い、それまでのような臨時に担当者を任命して整理させるというあり方では対応しきれなくなつたからと説明することが可能であろう。但し、考えなければならない大きな問題であるので、あくまで推測に過ぎないのであるが、明和期以降当職所記録方という役人が常置されるようになつた意味を、単に文書量の増大という点から説明するのではなく、当職所の実務役人の性格変化という問題と絡めて理解する必要があるのでないかと思われる。

彼らは、本来当職の元で実務を担当する役人に過ぎないが、近世後半になると藩政の実権は当職から彼ら実務役人に移つていつたといわれている⁽³⁶⁾手元役・右筆役があくまで当職所の実務役人として職務に携わっていた段階においては、当職所における日常的な文書の管理は、彼らによつて十分担われ得ていたと考へられる。しかしながら、彼らの性格が変化するにつれ、日常的な文書の管理といった業務からは次第に離れていくことが予想される。手元役・右筆役の性格については、それ自体検討しなければならない大きな問題であるので、あくまで推測に過ぎないのであるが、明和期以降当職所記録方という役人が常置されるようになつた意味を、単に文書量の増大という点から説明するのではなく、当職所の実務役人の性格変化という問題と絡めて理解する必要があるのでないかと思われる。

おわりに

以上本稿では、当職所における文書の保存と管理にあり方について検討してみた。そこで検討を踏まえ、毛利家文庫に含まれる当職所文書に関していくつか指摘して本稿を終えることにしたい。

本稿で検討したように、当職所の文書は、度々整理が行われ、その中で「後年御見合ニ可成物」と判断されたものが選別されていった。毛利家文庫に含まれている当職所の文書は、ただ単に残されてきたものではなく、近世において、当職所が業務に必要であると判断したもの（の一部）なのである。当然のことではあるが、この点を再度確認しておこうことにしたい。

次に考えたいのは、当職所文書が基本的に当職の屋敷で保存されていた問題である。こうした文書保存のあり方からは、当職交代時に引き継がれるべき文書が、そのまま前当職の元に残されてしまうケースがあつたことが予想される。事実、柿並市右衛門は「当職所記録仕法」の中で、当職所では「往古より諸沙汰相成候御用取縮物」が残されているが、「御当職御交替之節御取退ニ相成たる儀も有之、十ヶ一も不相残不連続之事候」と述べている。一八世紀以降においては度々文書整理が行われ、また、明和期以降は当職所記録方も置かれるようになるので、「御当職御交替之節御取退」の危険性は低下したと思われるが、一七世紀段階にはそうしたことが多々あつたと考えられる。現在毛利家文庫に含まれている当職所文書と同じ性格のものが、当職（初期においては国元加判役）を経験した家の文書として現在伝来している可能性を考える必要があるようと思われる。³³⁾

さて、毛利家文庫には「遠用物」と「近代物」という名称の二つの膨大な未整理文書群が存在する。これは、袋入りになつていたり紐で括られていたりする一紙ものを中心とする文書群である。現在閲覧に供している毛利家文庫の

文書が冊子ものであることに比べると異質のものである。この二つの文書群に関しては、それがどのような性格のものなのかまだはつきりしていない。「遠用物」に関しては現在整理が進行中であるので、近い内にその全容が明らかになつてくると思われるが、最後に、この「遠用物」に関わると思われる史料を紹介しておきたい。

弘化三年（一八四六）八月九日、当職は毛利熙頼（隱岐）から益田元宣（刑部）へと交代する。次の史料はその際の「御用物」の引継を記した「御当職所日記」の記述である。

一御用物（益田元宣）御用所江夜五時過迄ニ引越相済候、尤遠用物之儀ハ明蔵入置候併符込置、明朝取越候筈候

ここには、「御用物」は益田の元へ移管したものの、「遠用物」に関しては今日は「明蔵」に入れたままにしておき、明朝運搬すると記されている。「御用物」引継の記事の中に「遠用物」の記述がある事例は、天保二年（一八三一）以降の「御当職所日記」に散見される。別の史料では「遠用物櫃類」と出てくる場合もある。

このように、当職間で引継がれる「御用物」の中に、「遠用物」と呼ばれるものが存在している点は注目してよい事実であろう。先に検討したように、「御用物」の中心は代々当職所で集積された文書と考えられるものである。とすれば、ここで史料に現れている「遠用物」もそうした性格のものである可能性が高い。勿論、現在の「遠用物」は明治期以降、毛利家の編輯所で利用されていた時期があるので、その性格は近世のものとは若干変化しているとは思われるが、当職間で引継がれる「御用物」の中に「遠用物」と呼ばれるものがあることは、現在の「遠用物」の性格を考える上で留意すべき点と思われる。

〔註〕

(1) こうした視角が必要なことは安藤正人氏の諸論、例えば、「近世文書の整理と目録編成の理論と技法」（大藤修・安藤正人『史料保存と文書館学』第六章）から学んだ。なお、毛利家文庫や県庁伝来旧藩記録に含まれる文書の性格を把握するため、萩藩の編纂事業のあり方について検討したものに、広田暢久氏「長州藩編纂事業史」（其の二）～（其の六）（『山口県文書館研究紀要』第九号～第一四号）がある。

〔註〕

(2) 「山口県近世史研究要覧」

(3) 手元役は庶務を扱う役人であり、一五〇石～二五〇石の大組士から任用された。右筆役は「他国へノ文書発送ノ役」とされ、一五〇石以下の大組士、五〇石以下の遠近附士から任用された（もりのしげり）。

(4) 毛利家文庫 九諸省七〇「当職所記録仕法」。本稿で使用した史料はすべて毛利家文庫所収のものである。以下、分類項目と番号のみ示す。

(5) 「旧長州藩職制閑話」（防長史談会雑誌）第四号三六

(6) 一九日記 一一。

号）。

(7) 在職期間は、元文三年（一七三八）六月一日～延享元年（一七四四）一月一二日。

(8) 「萩市史」一五七、一五八頁。

(9) 「旧長州藩職制閑話」には「手元役右筆役は当職所常詰」と記されている。

(10) 三二部寄。

(11) 文久三年（一八六三）三月朔日、文久改革により当職は廃止される。註（16）参照。

(12) 例えば、寛政三年（一七九一）九月に当職毛利就兼が「御用」により江戸に向い、国元加判役の佐世仁蔵就量が当職代理を務めた時や、文政八年（一八二五）四月一日に当職毛利房頭が「御用」により大坂へ向い国元加判役の福原房俊（豊前）が当職代理を務めた時などに、両者の間で「御用物」の引継が行われている。

(13) 一九日記 七。この日記は、この時期当職であった毛利

就直（外記）の動静を中心に、諸役所からの報告や届け出事項、それらに対する当職からの諸沙汰などを記したものである（吉積久年氏「走りと盜みと差火、鶴と鯨一天和二・三年御留守居所日記を読むー」『山口県文書館研究紀要』一一号）。

(14) 三御意控 六「御意口上控」（一三の四）。柿並は市左衛門を名乗る時期もあるようだが本稿では市右衛門で統一した。なお、柿並がサンブルとして作成した「国相府録」が諸省七にある「国相府記録」である。「国相府録」は、これが作成されたのみで以後作成は中止されたと考えられる。

(15) 九諸省・七〇。

(16) 文久改革は、当職・当役に分割されていた職務を加判役の職掌とし、加判役の合議を経て藩主への「御聞」に及ぶという体制を目指したものとされる（上田純子「幕末期長州藩の職制改革—藩權力機関と当役中をめぐつて—」（山口県地方史研究）七二号）。

(17) 三三「部寄」一一・文久三年「諸記録綴込」。「部寄」

萩藩当職所における文書の保存と管理（山崎）

(18) 毛利家文庫 四九状控類「江戸京都大坂御用状控」に見えるような書状類と思われる。

(19) 右同「御三家状控」にみえるような書状類と思われる。

(20) 右同「御三家状控」。

(21) 「御藏許分間図」（五八絵図・六三三）によれば、藏元に「当職所・遠近方御藏」があつたことがわかる。矢倉保存

の文書の一部がこの藏に納められた可能性もあると思われる。

(22) 「山口県文書館史料目録」緒言。

(23) (24) 四〇法令一六〇「御書付控」（四六の一〇）。

(25) 五四目次・五八

(26) 右同・四

(27) 各主題の中は、さらにいくつかの項目に分かれている場合が多い。

(28) 「御城米船正墨付一巻」は宝暦元年分から同二二年分までが続けて書き上げられているものである。

(29) 一一三譜錄・い一二一「飯田九郎右衛門孝次」

(30) 目録の中で一つ書きされているもの、すなわち「一、〇

○二付一件「一袋」とあるものも、「一、〇〇二付一件」七

冊」とあるものも同じく一件として数えたので、厳密には数値が異なるかとも思うが、傾向はこれでつかめると考えられる。

(31) 九諸省・二六

(32) 五四目次 一六

(33) そうであるとすれば、その時の整理は、当職の屋敷に保存されている「御用物」と呼ばれるような文書と、矢倉などに納められた比較的新しい時期の文書を対象として行われたと考えられる。

(34) 一二二諸臣・一七九「考績抄御賞美先例」四編二十三「当

職所筆者先例」の項。

(35) 山県左平は、文化八年（一八一）に「当職所書調」となり、以後、「当職所手元役之筆者唐船方筆者」「当職所筆者」などを務めている。

(36) 井上勝生氏「幕末における御前会議と「有司」」（『幕末維新政治史の研究』第四章）

(37) 平成五年度の史料管理学研修会（短期研修過程）の大友一雄氏の講義（近世史料論I）において、幕府の寺社奉行は大名が月番で務め、執務は各自の屋敷で行つたこと、その際、職務に関わる文書が月番の大名間で引き継がれため、寺社奉行を務めた大名家もしくはその家臣で実務を担当した家に幕府寺社奉行所の文書が残されるケースがあることを学んだ。ここで述べたことは、この講義から示唆を受けたものである。